

## 高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度に関する特別加算告示の改正の概要

本件は、高度人材ポイント制において、ポイントの特別加算の対象となる大学に係る指標の公表者の変更に伴い、「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件」（平成２６年法務省告示第５７８号）の規定について所要の改正を行うもの。